規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則 (昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第6条第3項に次のただし書を加える。

ただし、2以上の警察署長に申請書を提出する場合は、申請に係るいずれかの警察署長を 経由して、当該場所を管轄する警察署長に提出することができる。

別記様式第8を次のように改める。

年 月 警察署長 殿	\exists
│	•
申請者 住所	
氏名	
年月日から	
LE 単 の 期 間 年 月 日まで	
駐車の時間各日午前・午後時分から午前・午後時分まで	
駐車の場所	
駐車の方法	
車 種 車 名 登録(車両)番号	
車両の種別	
駐車を必要	
と す る 理 由	
第 号 駐車許可証	
ыда. — н н . ј нпг	
上記のとおり駐車を許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条件	
年 月 日	
警察署長即	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にされている改正前の埼玉県道路交通法施行細則(以下「旧規則」という。)第6条第3項の規定によりされた許可の申請は、改正後の埼玉県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)第6条第3項の規定によりされた許可の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則第6条第4項の規定により交付を受けている駐車許可証 は、新規則第6条第4項の規定により交付を受けた駐車許可証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記様式第8による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。